

概 要 版

# 筑西市第7期高齢者福祉計画 介護保険事業計画



2018(平成 30)年3月

筑西市

# 1 計画の概要

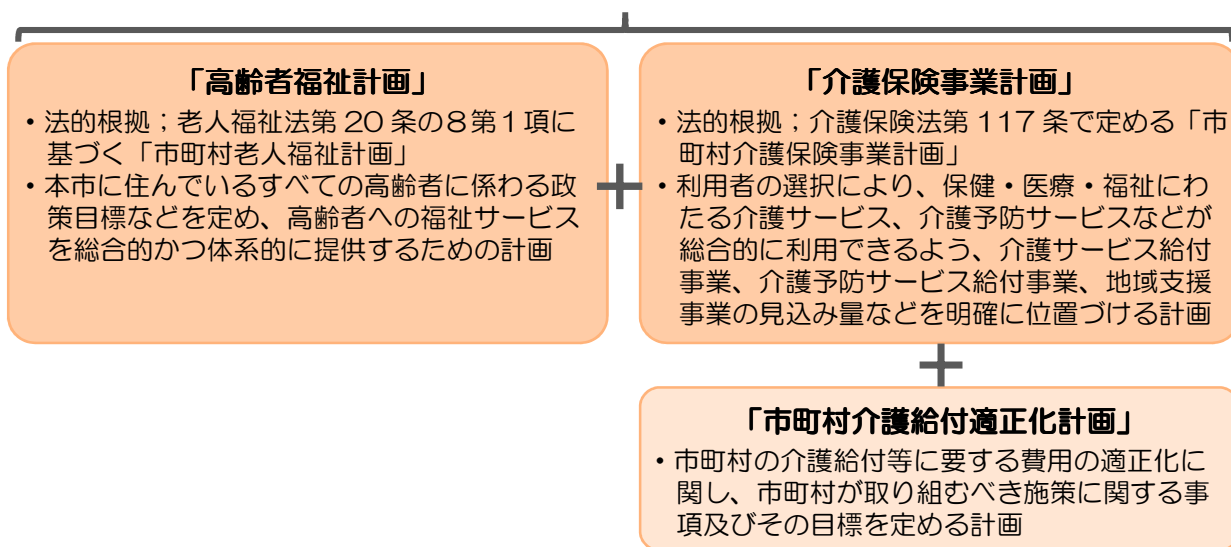
## 計画の策定にあたり

「団塊の世代」が75歳を迎える2025（平成37）年を見据え、高齢者等ができる限り元気に、住み慣れた地域で生活ができる“地域づくり”への取組を強化していくことが必要となっています。そのため、筑西市（以下、「本市」という。）では、これまでの本市の取組を踏まえ、近年の国の新たな制度や社会情勢を反映しながら、本市の高齢者施策を総合的に推進するため、「筑西市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

## 計画の位置づけと役割

本市の最上位計画である「第2次筑西市総合計画」の個別計画であり、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定し、本市における高齢者福祉施策の総合的な指針として位置づけるものです。また、本計画の一部を「市町村介護給付適正化計画」として位置づけます。

### 一体的な策定



## 計画の期間

2018（平成30）年度～2020（平成32）年度の3年間とします。

## 計画の策定体制

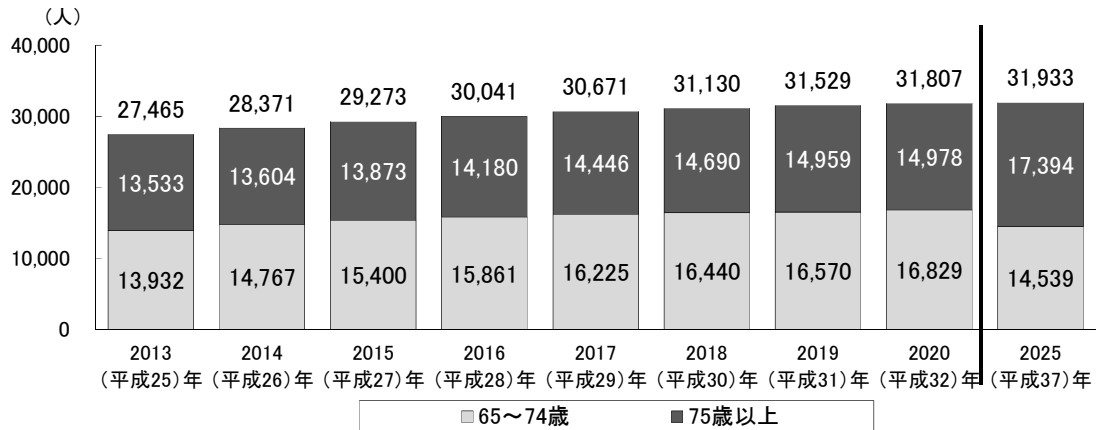
市民団体等の代表、公募による市民、保健・医療及び福祉分野の各関係者等から構成される「筑西市介護保険等運営協議会」等の会議において、本市の現状・課題の検討、本計画骨子案の検討、本計画素案の検討、サービス見込み量の検討等を行いました。また、2016（平成28）年度にアンケート調査、2018（平成30）年1月～2月にパブリック・コメントを実施しました。

## 2 高齢者を取り巻く現状

### 総人口等の推移と見込み

前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）はともに一貫して増加を続けています。今後の見込みでは、前期高齢者、後期高齢者ともに増加を続け、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年には、人数・割合ともに、後期高齢者が前期高齢者を上回る見込みです。

#### ■年齢別高齢者人口の推移と今後の見込み



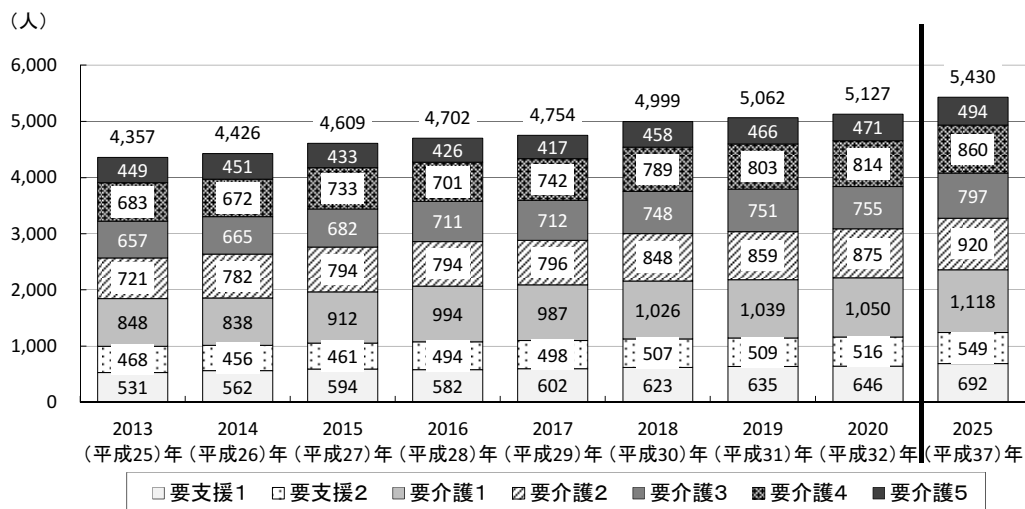
資料：住民基本台帳（外国人含む、各年10月1日現在）

推計値は、実績（2013（平成25）年から2016（平成28）年）を基に、コーホート要因法により算出。

### 高齢者人口の推移と見込み

要介護認定者数は年々増加し、要介護5を除いたいずれの要介護度も増加しています。今後の見込みでは、2018（平成30）年以降はすべての要介護度で増加が見込まれ、認定者数は2016（平成28）年から2020（平成32）年にかけて、約9.0%増加する見込みです。

#### ■要介護認定者数の推移と今後の見込み



資料：住民基本台帳（外国人含む、各年10月1日現在）

推計値は、実績（2013（平成25）年から2016（平成28）年）を基に、コーホート要因法により算出。

### 3 第6期計画を踏まえた主な課題

第6期計画の取組状況を踏まえた主な課題は以下の通りです。

#### 検証1 高齢者の「はりのある生活」を支援します

- ◆市民の健康づくりに取り組む人材を確保していくことで、高齢者やその家族が健康に配慮し、健康づくりに取り組むための支援の実施が必要です。
- ◆今後、団塊の世代の退職により地域での活躍を希望する高齢者の増加が予想されるため、高齢者への就労支援や地域活動支援、高齢者クラブの活動活性化を進めていくことが必要です。

#### 検証2 地域包括ケア体制を進めます

- ◆身近な地区で相談を受けられる体制づくりを推進するため、地区地域包括支援センターの設置を進めていくことが必要です。
- ◆市全体でのきめ細やかな生活支援の提供に向けて、協議体ごとに情報共有、連携強化、資源開発の体制を整えていくことが必要です。また、生活支援の担い手となる人材や団体の発掘にも取り組むことが必要です。

#### 検証3 高齢者の「安全・安心」を守ります

- ◆高齢者への虐待が早期に発見され、通報により支援に結びつくよう、引き続き迅速な対応を行うとともに、関係者同士の連携を進めることが必要です。
- ◆今後も認知症サポーターの養成に取り組むとともに、既にサポーターとなっている人へのフォローを行い、認知症の人への理解促進と、地域での見守り体制づくりを進めていくことが必要です。

#### 検証4 介護保険サービスを充実させます

- ◆後期高齢者及び要介護認定者の増加により、在宅での生活が難しい高齢者の増加が予想されます。そのため、希望者がサービスを利用しながら自宅での生活を継続できるよう、介護老人福祉施設の整備や、居住系サービスの充実が必要です。
- ◆介護保険事業の健全な運営に向けて、介護給付の妥当性のチェックや事業所に対する指導等の積極的な取組などの給付適正化事業を推進し、適切なサービスの提供と給付費の適正化を図ることが必要です。

## 4 基本方針

### 基本理念

### みんなが自立し安心して暮らせるまち

#### 基本目標

**基本目標1**  
高齢者の「はりのある生活」を支援します

第1節 健康づくりの推進  
第2節 介護予防事業の充実（地域支援事業）  
第3節 高齢期の就労対策の推進  
第4節 高齢者の社会参画支援

**基本目標2**  
地域包括ケア体制づくりを強化します

第1節 保健・医療・福祉の連携強化（地域支援事業、在宅医療・介護連携推進事業）  
第2節 地域包括支援センターの運営強化（地域支援事業）  
第3節 在宅福祉の推進  
第4節 高齢者の安心住まいの推進

**基本目標3**  
高齢者の「安全・安心」を守ります

第1節 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進  
第2節 認知症対策の強化  
第3節 防犯・防災対策の推進  
第4節 高齢者の安全な外出支援

**基本目標4**  
介護保険サービスを充実させます

第1節 居宅サービス  
第2節 地域密着型サービス  
第3節 施設サービス

#### 具体的施策

#### 重点施策

**重点施策1**  
認知症高齢者対策の推進

**重点施策2**  
家族介護者への支援

**重点施策3**  
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

#### 日常生活圏域の考え方

第7期においては、市内を5つの圏域に分けて、サービスを提供します。



## 5 施策の展開

### 基本目標1 高齢者の「はりのある生活」を支援します

高齢者が生涯現役で、生き生きと暮らし、充実した生活を送ることができるよう、就労支援を推進するとともに、地域の中においても、これまで培った技術・知識・経験を活かして主体的な役割を持てる場を充実させます。

また、高齢者が生涯元気に活躍するためには、日ごろからの健康管理が欠かせないため、高齢になる前からの健康づくりや介護予防を進め、心身の虚弱防止や認知症予防に取り組みます。

#### 施策の方向

- 介護予防のメニューを充実させ、健康寿命の延伸を図ります。
- シルバー人材センターをはじめとして、高齢者の地域での活躍の場の確保や就労支援を進めます。
- スポーツ・レクリエーション活動の振興や高齢者クラブ等の充実により、高齢者が自ら運動や体力の保持、増進や、交流活動に取り組むことができるよう支援します。
- 生涯学習の機会への積極的な参加と、継続的な学びを進めるための仕組みづくりと、学びの成果を活用する機会の提供を行います。

#### 具体的施策

##### 第1節 健康づくりの推進

- 主な事業
- (1) 健康運動普及推進員運営事業
  - (2) 健康推進員連絡協議会事業
  - (3) 食生活改善推進員協議会運営事業

##### 第2節 介護予防事業の充実（地域支援事業）

- 主な事業
- (1) 介護予防・生活支援サービス事業
  - (2) 一般介護予防事業

##### 第3節 高齢期の就労対策の推進

- 主な事業
- (1) シルバー人材センターの運営

##### 第4節 高齢者の社会参画支援

- 主な事業
- (1) 世代間交流事業の促進
  - (2) 高齢者クラブ活動等社会活動促進
  - (3) 生涯学習の推進
  - (4) スポーツ・レクリエーション活動の促進
  - (5) 老人福祉センター等の利用促進

## 基本目標2 地域包括ケア体制づくりを強化します

高齢者がいつまでも安心して住み慣れた地域に住み続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、一人ひとりの高齢者の実情にあった必要なサービスが、適切に包括的に提供されるケアマネジメント体制を構築します。

また、在宅で生活する高齢者の増加が見込まれるため、日常生活において支援が必要になった場合でも安心して生活し続けられるよう、福祉サービスや相談支援の充実を図るとともに、家族介護者の支援を推進します。

さらに、バリアフリー化された住宅への住み替えや一時的な入居施設の確保など、高齢者の状況に応じた住まいの場への移行を支援します。

### 施策の方向

- 地域包括支援センターの整備を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らしやすい地域づくりとサービス提供体制を構築します。
- 在宅医療体制の構築に向けて、相談窓口の整備や、退院後の医療・介護サービスの一体的な提供に向けた協議を行います。
- 地域における支え合いの体制づくりを推進し、関係する多様な主体間の話し合いの場である協議体において、助け合い活動創出にむけた協議を行います。
- 介護予防・生活支援サービス事業をはじめとする、地域支援事業の充実を図るとともに、安否確認や、家族介護者への支援を行い、高齢者の在宅生活を支えます。
- 高齢者が家庭の都合や状態に応じて住める場所を選択できるよう、多様な住まいの提供に努めます。

### 具体的施策

#### 第1節 保健・医療・福祉の連携強化(地域支援事業、在宅医療・介護連携推進事業)

- 主な事業 (1) 在宅医療・介護連携推進事業 (3) 筑西・下妻保健医療圏内病院と関係市町との連携  
(2) 地域ケア会議の推進

#### 第2節 地域包括支援センターの運営強化(地域支援事業)

- 主な事業 (1) 地区地域包括支援センター運営事業 (4) 指定介護予防支援事業  
(2) 総合相談事業 (5) 地域包括支援センター運営協議会  
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (6) 在宅介護支援センター

#### 第3節 在宅福祉の推進

- 主な事業 (1) 生活支援体制整備事業(地域支援事業) (7) 家族介護者リフレッシュ教室事業(地域支援事業)  
(2) 愛の定期便事業  
(3) 高齢者日常生活用具給付事業 (8) 紙おむつ支給事業(地域支援事業)  
(4) 生活管理指導員派遣事業 (9) 家族介護慰労金支給事業(地域支援事業)  
(5) 敬老記念品支給事業  
(6) 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業(地域支援事業) (10) ひとり暮らし高齢者等配食サービス【新規】(地域支援事業)

#### 第4節 高齢者の安心住まいの推進

- 主な事業 (1) 老人保護措置事業 (3) 高齢者向け住宅  
(2) 軽費老人ホーム

## 基本目標3 高齢者の「安全・安心」を守ります

高齢者が地域の中で安全・安心に生活することができるよう、虐待の防止と早期発見を行い、災害・犯罪の被害の未然防止に向けた対策を推進します。また、認知症高齢者の増加が予測されることから、軽度認知症の早期発見と、認知症高齢者の地域での見守りを行うことができるよう、人材の育成と体制整備に取り組みます。

さらに、高齢者の外出を支援するため、移動手段の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者だけでなくあらゆる人が使いやすいまちづくりを推進します。

### 施策の方向

- 高齢者の権利擁護を推進するため、虐待の早期発見や、成年後見制度の普及啓発を図ります。
- 災害発生時を想定して、避難行動に支援を要する高齢者の把握と、避難時の安全確保を行うとともに、地域での見守り体制の整備や自主防災の備えを進めます。
- 高齢者の安全な外出を支援するため、移動手段の充実を図るとともに、道路や公共施設等におけるバリアフリー化を進めます。
- 認知症の人や、その家族に対し、診断や対応に向けた支援体制を早期に構築します。
- 若年性を含め、認知症の高齢者とその家族を、地域全体で支える体制づくりと、理解して寄り添うことのできる人材育成を進めます。

### 具体的施策

#### 第1節 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

- 主な事業**
- (1) 成年後見制度等の普及・利用促進（地域支援事業）
  - (2) 虐待の早期発見・対応（地域支援事業）
  - (3) 消費生活相談

#### 第2節 認知症対策の強化

- 主な事業**
- (1) 認知症初期集中支援推進事業（地域支援事業）
  - (2) 認知症地域支援・ケア向上事業（地域支援事業）
  - (3) 認知症サポーター・キャラバンメイトの育成（地域支援事業）
  - (4) 認知症高齢者の見守り等の支援（地域支援事業）
  - (5) 若年性認知症対策（地域支援事業）

#### 第3節 防犯・防災対策の推進

- 主な事業**
- (1) 民生委員児童委員・ボランティアによる見守り
  - (2) 防犯対策の推進
  - (3) 防災対策の推進
  - (4) 防災対策による連絡等の支援体制
  - (5) 緊急通報機器整備事業
  - (6) 自主防災組織活動育成事業

#### 第4節 高齢者の安全な外出支援

- 主な事業**
- (1) 高齢者の交通安全対策の推進
  - (2) 移動手段の充実
  - (3) ユニバーサルデザインのまちづくり



## 基本目標4 介護保険サービスを充実させます

介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域において、一人ひとりの状態に応じて必要な介護保険サービスを安心して受けられるよう、地域の高齢者等の必要に応じたサービス提供の基盤整備を進めるとともに、サービスの質の向上、介護給付の適正化を図り、介護保険制度の適切な運用に努めます。

### 施策の方向

- 介護保険サービスの必要量を適切に見込み、事業所の整備を行うことで、サービス量を確保していきます。
- 地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業所への実地指導等を行うとともに、ケアプランチェックや介護給付適正化システムを活用し、利用者に対して適切で質の高いサービスの提供に努めます。

## 6 介護給付適正化事業の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービス、事業者が適切に提供するよう促すことです。本市では、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を進めるための役割として、介護給付適正化事業を推進することで、介護保険制度が持続可能かつ効率的に実施されるよう努めます。

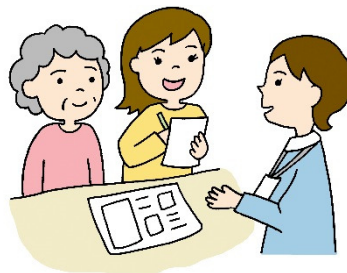
### 具体的施策

#### 第1節 取組方針と目標

- |      |                     |                   |
|------|---------------------|-------------------|
| 主な事業 | (1) 要介護認定の適正化       | (5) 介護給付費通知       |
|      | (2) ケアプランの点検        | (6) 事業者に対する指導の実施  |
|      | (3) 住宅改修や福祉用具などの適正化 | (7) 市民向けパンフレットの作成 |
|      | (4) 縦覧点検・医療情報との突合   |                   |

#### 第2節 実施方策

- |      |                        |
|------|------------------------|
| 主な事業 | (1) 指導監督との連携           |
|      | (2) 国民健康保険団体連合会の積極的な活用 |
|      | (3) 適正化の推進に役立つツールの活用   |



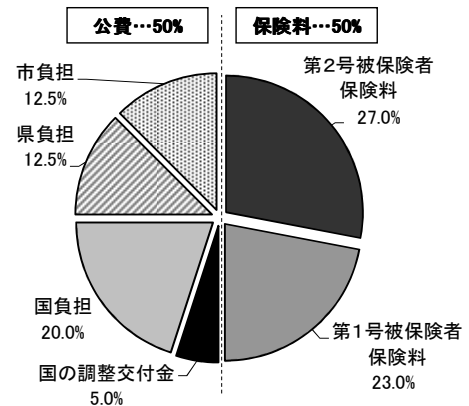
## 7 介護保険事業費の見込み額と介護保険料

### 介護保険制度の構造

65歳以上の高齢者の介護保険料は、推計された介護給付費をまかなえるよう算出しています。介護給付費の内訳は、被保険者の保険料と公費で50%ずつ負担することとなります。

本計画期間中の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）負担分は23%となります。

■介護給付費の内訳



### 標準給付費及び地域支援事業費の見込み額

介護サービスにかかる費用である介護給付費、介護予防サービスにかかる費用である予防給付費に諸費用を加えた標準給付費と、地域支援事業費の平成30(2018)～平成32(2020)年度までの見込みは以下の通りとなります。

(千円)

区分	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	3年間の合計
介護給付費	7,298,263	7,475,778	7,987,132	22,761,173
予防給付費	134,946	143,812	154,404	433,162
諸費用	548,989	645,485	797,075	1,991,551
<b>標準給付費計</b>	<b>7,982,199</b>	<b>8,265,076</b>	<b>8,938,611</b>	<b>25,185,887</b>
<b>地域支援事業費計</b>	<b>504,314</b>	<b>534,593</b>	<b>560,966</b>	<b>1,599,873</b>
<b>合計</b>	<b>8,486,513</b>	<b>8,799,669</b>	<b>9,499,577</b>	<b>26,785,760</b>

※1,000円未満を四捨五入して表記しているため、合計値が一致しない場合があります。

※諸費用とは、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額、消費税率等の見直しを勘案した影響額、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料の合計となります。



## 平成 30(2018)～平成 32(2020)年度までの所得段階別保険料額

介護保険給付費等や地域支援事業費の 23%を第 1 号被保険者が、所得段階に応じて介護保険料として負担することになります。第 7 期計画では、所得に応じてきめ細かく負担割合を設定するとともに、低所得者に配慮するため、10 段階で保険料額を設定します。

所得段階	対象者	負担割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第 1 段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.50	2,700	32,400
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.75	4,050	48,600
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	0.75	4,050	48,600
第 4 段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.90	4,860	58,300
第 5 段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	1.00	5,400	64,800
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20	6,480	77,700
第 7 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	1.30	7,020	84,200
第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	1.50	8,100	97,200
第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	1.70	9,180	110,100
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上の方	1.80	9,720	116,600

※保険料（月額）を 12 倍したものが、保険料（年額）となります。

※納付する保険料（年額）は、100 円未満の額を切り捨てた額です。



介護保険制度は市民の皆様のご負担により成り立っています。  
ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

筑西市第7期高齢者福祉計画  
介護保険事業計画  
【概要版】

---

発行年：2018（平成30）年3月  
発行：筑西市  
編集：保健福祉部  
高齢福祉課・介護保険課・地域包括支援センター  
〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地  
TEL：0296-24-2111（代表）  
FAX：0296-25-2913  
URL：<http://www.city.chikusei.lg.jp/>

